



Q 当社は、労働保険の年更手続きを今まで監督署の窓口で手続きしてきました。電子申請で手続きをしてくださいと最近よく聞きますが、紙の手続きより便利なのですか？

労働保険の申請は簡単・便利な電子申請で

A 「電子申請」とは、インターネットに接続されたパソコン等を使い、各種行政機関の手続きを電子的に行うことです。

よく言われるメリットとして、①行政機関に向く往復時間や窓口における待ち時間が無くなること②24時間365日いつでも申請等の手続きができること③申請・届け出用紙を入手する必要が無くなること④2度目の手続きから入力作業は変更と修正だけ一等があげられます。

電子申請を利用する場合、総務省が運営するポータルサイト「電子政府」の総合窓口(e-GOV) [\(https://www.e-gov.go.jp/\)](https://www.e-gov.go.jp/) を利用する準備が必要です。ネット接続できるパソコン等と電子証明書またはGPID取得で手続きが可能となります。

労働局では「労働保険電子申請体験コーナー」を常設し専門の相談員による説明を行っています。また、全く初めてご利用の場合は、厚生労働省のホームページの「労さい」

さらに、金融機関に座振替の申し込みをすれば、事業場に居ながらにして労働保険料の納付まで可能となります。ぜひ電子申請をご利用ください。

鳥取労働局総務部労働保険徴収室
 電話0857(29)1702
 ヘルプデスク <http://tottori-roundouk.yokujisite.mhlw.go.jp/>